

自立支援医療受給者証をお持ちのみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

自立支援医療の受給者証の有効期間を

1年間延長します。

○対象となる方

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方

○延長期間

1年間 （例）令和2年6月30日に有効期間が満了する場合

→令和3年6月30日まで有効期間が延長されます。

○手続きは不要です。

現在、お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間、引き続き、有効と見なされますので、医療機関窓口でそのままご提示ください。

所得、医療機関など認定内容に変更がある方へ

○受給者証の認定内容に変更がある場合は、市町村窓口「変更申請」を行ってください。

○変更申請が必要となる例

- ・平成30年度から令和元年度にかけて、所得が大きく変動した方
- ・受診する指定医療機関を変更したい方 など

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院医療）を同時申請（更新・再認定）する予定の方へ

○今回、自立支援医療受給者証の有効期間が延長されたことにより、それぞれの有効期間に相違が生じます。同時申請の際には診断書が必要となりますが、今後、手帳と自立支援医療とで診断書を提出する年度がずれてしまいます。

○手帳と自立支援医療の同時申請を希望される方は、

手帳を更新する年度に、併せて自立支援医療の再認定申請も行っていただくことをおすすめします。

自立支援医療受給者証（育成医療）をお持ちの方へ

○有効期間中に満18歳になる場合も同様に1年間の延長とします。

ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

群馬県 健康福祉部 障害政策課